利用時間の変更及び使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 令和5年4月1日(土)

2 利用時間の変更

貸室名	改正前	改正後
トレーニング室	①午前9時30分から午後0時30分まで	
	(ただし、1月から6月まで及び10月から12月ま	午前9時30分から午後9時まで
	での期間の火曜日から金曜日までを除く。)	(ただし、日曜日及び国民の祝日は午前9時
	②午後1時30分から午後4時30分まで	30 分から午後 4 時 30 分まで)
	③午後6時から午後9時まで	
	(ただし、日曜日及び国民の祝日を除く。)	

3 使用料等の見直し (藤沢 B&G 海洋センター)

貸室名等	単位	改正前	改正後
温水プール(一般)	1人1回	500円	600 円
温水プール(高校生)	1人1回	400円	<u>480 円</u>
温水プール(中学生及び小学生)	1人1回	300円	360 円
温水プール(就学前)	1人1回	100円	<u>無料</u>
温水プール(個人回数利用:一般)	6回	2, 500 円	3,000円
温水プール(個人回数利用:高校生)	6回	2, 000 円	<u>2, 400 円</u>
温水プール(個人回数利用:中学生及び小学生)	6回	1, 500 円	<u>1,800 円</u>
温水プール(個人回数利用:就学前)	6回	500円	<u>無料</u>
温水プール会員(一般)	1人1回	300円	360 円
温水プール会員 (高校生)	1人1回	240 円	280 円
温水プール会員(中学生及び小学生)	1人1回	180 円	<u>210 円</u>
温水プール会員 (就学前)	1人1回	60 円	<u>無料</u>
温水プール(会員回数利用:一般)	6回	1, 500 円	1, 800 円
温水プール(会員回数利用:高校生)	6回	1, 200 円	1, 400 円
温水プール(会員回数利用:中学生及び小学生)	6回	900円	1, 050 円
温水プール(会員回数利用:就学前)	6回	300円	<u>無料</u>
温水プール(団体 15 人以上:一般)	1人1回	350円	420 円
温水プール(団体 15 人以上:高校生)	1人1回	280 円	330円
温水プール(団体 15 人以上:中学生及び小学生)	1人1回	210円	250 円
温水プール(団体 15 人以上: 就学前)	1人1回	70 円	<u>無料</u>

藤沢 B&G 海洋センター

貸室名等	単位	改正前	改正後
トレーニング室(一般)	1回	200 円	200 円
トレーニング室(高校生以下)	1 🛽	100円	100円
トレーニング室(個人回数利用:一般)	6回	1,000円	1, 000円
トレーニング室(個人回数利用:高校生)	6回	500円	500 円
トレーニング室(会員及びクラブ員:一般)	1 🛽	120円	120 円
トレーニング室(会員及びクラブ員:高校生)	1 🛽	60 円	60 円
トレーニング室	6 🛭	600円	600円
(会員及びクラブ員回数利用:一般)	6回	000 円	000 H
トレーニング室	6 🛭	300 ⊞	300 円
(会員及びクラブ員回数利用:高校生)	6回	300 円	300 FJ
体力測定	1人1回	500円	<u>廃止</u>
持込電気器具(1kWh まで)	1 回	50円	<u>廃止</u>
持込電気器具 (500W を超える場合)	コンセント1か所につき		₽₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩
対心电X(船共(3000II で起える場合)	1時間(1,500Wまで)	_	<u>50 円(新設)</u>

4 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

□ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります(令和5年4月1日実施)」



5 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770 MAIL <u>sport@city.ichinoseki.iwate.jp</u>

使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 令和5年4月1日(土)

2 使用料等の見直し

(1) ニコニコドーム

貸室名等	単位	改正前	改正後
スカッシュルーム(一般)	1 時間	200円	<u>260 円</u>
スカッシュルーム(高校生以下)	1 時間	100円	<u>130 円</u>
和室	1 時間	200円	300円
多目的ホール	1 時間	200円	<u>1,000円</u>
和室暖房設備	1 時間	_	60 円(新設)
多目的ホール暖房設備	1 時間	_	200円(新設)
放送設備	1 🛽	_	200円(新設)
移動式放送設備	1 🛽	_	100円(新設)

(2) すぱーく藤沢

貸室名等	単位	改正前	改正後
コート (一般)	1面1時間	400円	600 円
コート(高校生以下)	1面1時間	200円	<u>300 円</u>

(3) 共通 (持込電気器具)

貸室名等	単位	改正前	改正後
持込電気器具(1kWh まで)	1 回	50 円	<u>廃止</u>
持込電気器具 (500W を超える場合)	コンセント 1 か所につき 1 時間(1,500W まで)	_	50 円(新設)

3 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

□ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります(令和5年4月1日実施)」



4 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770 MAIL <u>sport@city.ichinoseki.iwate.jp</u>

令和4年12月1日

用時間の変更及び使用料改正のお知ら

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の 縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要 があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のと おり変更となります。

記

令和5年4月1日(土) 1 改正実施日

2 利用時間の変更

施設名	改正前	改正後
藤沢テニスコート	午前5時から午後10時まで	午前6時から午後10時まで
藤沢運動広場	午前5時から午後10時まで	午前6時から午後10時まで

3 使用料等の見直し

(1) 藤沢体育館

貸室名等	単位	改正前	改正後
アリーナ専用 (一般)	1 時間	800円	<u>1,000 円</u>
アリーナ専用 (高校生以下)	1 時間	400 円	<u>500 円</u>
アリーナ個人(一般)	1人1回	100円	200円
アリーナ個人 (高校生以下)	1人1回	50 円	100円
放送設備	1 回	_	200円(新設)

(2) 藤沢運動広場

貸室名等	単位	改正前	改正後
グラウンド(一般)	1区域1時間	200円	200 円
グラウンド(高校生以下)	1区域1時間	100円	100円
夜間照明設備	1区域1時間	300円	<u>350 円</u>

(3) 藤沢スポーツプラザ

貸室名等	単位	改正前	改正後
室内運動場専用(一般)	1 時間	200 円	800円
室内運動場専用(高校生以下)	1 時間	100円	<u>400 円</u>
室内運動場個人(一般)	1人1回	100円	200 円
室内運動場個人(高校生以下)	1人1回	50 円	100円
ミーティングルーム	1 時間	200円	<u>400 円</u>
多目的ホール	1 時間	200円	500 円
全館	1 夜 (22:00~8:30)	2, 200 円	7, 600 円
ミーティングルーム冷暖房	1 時間	_	80円(新設)
多目的ホール暖房	1 時間	_	100円(新設)

(4) 藤沢テニスコート

使用料の変更はありません。

(5) 共通 (持込電気器具)

貸室名等	単位	改正前	改正後
持込電気器具 (1kWh まで)	1 🛽	50 円	<u>廃止</u>
持込電気器具(500Wを超える場合)	コンセント1か所につき 1時間 (1500W まで)	_	50 円(新設)

4 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

□ 【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→「公共施設の使用料が変わります(令和5年4月1日実施)」

5 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770



使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 令和5年4月1日(土)

2 使用料等の見直し

(1) ニコニコヘルス

貸室名等	単位	改正前	改正後
会議室(専用使用に限る)	1 時間	200 円	<u>廃止</u>
会議室	1 時間	_	600円(新設)
休憩室(専用使用に限る)	1 時間	200 円	<u>廃止</u>
和室	1 時間	_	500円(新設)
会議室冷暖房	1 時間	_	120円(新設)
和室冷暖房	1 時間	_	100円(新設)
浴室(一般)	1人	500円	<u>廃止</u>
浴室(小学生)	1人	300円	<u>廃止</u>

- 3 その他のスポーツ施設
 - その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。
 - □ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります(令和5年4月1日実施)」



- 4 問い合わせ
 - 一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770 MAIL <u>sport@city.ichinoseki.iwate.jp</u>